

電子私書箱（仮称）による社会保障サービス等の IT 化に関する検討会
（平成 19 年度 第 4 回）

日時：平成 20 年 2 月 27 日（水）9:30～11:30

場所：永田町合同庁舎 第 1 会議室

1. 開会
2. 紹介と報告
 - （1）次世代電子行政サービス基盤等検討プロジェクトチームにおける検討状況
 - （2）欧州における社会保障・医療分野の IT 化に関する調査報告
3. 技術検討ワーキンググループ報告案について
4. 報告書骨子案について
5. 閉会

（配布資料）

資料 1：次世代電子行政サービス基盤等検討プロジェクトチームにおける検討状況

資料 2：欧州における社会保障・医療分野の IT 化に関する調査報告

資料 3：電子私書箱（仮称）による社会保障サービス等の IT 化に関する検討会 技術検討
ワーキンググループ報告案（非公開）

資料 4：電子私書箱（仮称）による社会保障サービス等の IT 化に関する検討会 報告書骨
子案（非公開）

1. 開会

2. 紹介と報告

(1) 次世代電子行政サービス基盤等検討プロジェクトチームにおける検討状況

事務局より、資料1に基づき、次世代電子行政サービス基盤等検討プロジェクトチームに関する説明を行い、その後、委員より電子私書箱との関係について質問があった。

- 事務局からは、次世代電子行政サービスの当面取り扱う具体的な手続(引越し及び退職)の議論の中で、電子私書箱の活用の可能性が見出されていくかどうかの検討がなされ、その結果を踏まえて議論になる旨を回答した。

(2) 欧州における社会保障・医療分野のIT化に関する調査報告

事務局より、資料2に基づき、欧州における社会保障・医療分野のIT化に関する調査報告を行った。

3. 技術検討ワーキンググループ報告案について

小松主査より、資料3(非公開)に基づき、技術検討ワーキンググループの報告案について説明を行った。

委員の主な発言は以下の通り。

- 機関が信頼できるかどうかを判断する際、国か民間かという基準は、絶対的な基準ではなくなってきた。国であっても信頼できない場合もあるので、それを踏まえて問題が起きない仕組みにする必要がある。民間の場合は、単に罰則を付けるだけでは解決しないので、例えば内部告発的な仕組みなど、法律を守らざるを得ないような、何らかの効果的な行政ツールが必要である。
- 例えば、親が子の情報を利用するなど、本人ではない利用者が情報を扱う際のポリシーを設定せざるを得ない場合、本人ではない利用者があまりに自由にポリシーの制御ができると危険である。こうしたことがないよう、官による制度設計によって十分に安全側に振られるようにしなければいけない。
- 情報保有機関にアクセスするために必要なアクセスチケットのようなものを第三者的な機関が発行し、これを認証に利用する仕組みが構築できれば、情報保有機関、電子私書箱事業者双方にとって、本人確認の手間やリスクを軽減でき、情報保有機関にとっては本人確認において、法的に一定の免責になるという法制度を構築できる可能性がある。これは民間事業者にとっても有用な仕組みになる可能性があるが、アクセスチケットの利用回数や民間事業者に提供して良いか等、詳細の仕組みについては引き続き検討する必要がある。

4. 報告書骨子案について

事務局より、資料4(非公開)に基づき報告書骨子案について説明を行った。委員の主な発言は以下の通り。

- 事業者は、特に個人情報について、何かあった際、ガイドラインに従っていれば「結果責任」ではなく、「手続き責任」として一定の免責がされる、あるいは限定された範囲の責任を負う等、事業者が安心して参入できるような制度的な仕組みを念頭において対応すべきである。
- 本検討会と関連するそれぞれのガイドラインでの用語について、対象とする情報の分けや定義を整理すべきである。
- カード内に各制度の情報を置くと、運用しづらい可能性があるので、カード内の情報はできるだけシンプルにし、必要な情報はサーバに置かせるという案もある。
- 公的なセクタ等の信頼できるところに対して情報を提供できる形態でなければ、今後、情報を出しにくいケースがある。情報の出し先は、公的セクタが担うべきである。
- 情報保有機関にある個人の情報を、個人が受け取り、電子私書箱を通じて活用する際、個人情報保護法の観点からは、全て第三者提供に当たる可能性があるが、例えば認定を受けた電子私書箱事業者に対しては、「何を守れば第三者提供に該当しないとみなせるか」といった観点からの検討が必要である。

5. 閉会

以上